

# 山口県報

平成22年  
3月19日  
(金曜日)

## 目次

規則	一
介護保険法施行細則の一部を改正する規則(長寿社会課)	一
告示	一
家畜伝染病予防法第五十一条の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課)	五
家畜伝染病予防法第六十一条の規定による家畜の注射の実施(畜産振興課)	七
保安林の指定(森林整備課)	九
遊漁規則の変更認可(水産振興課)	九
土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課)	一
道路の区域の変更(道路整備課)	二
道路の供用の開始(道路整備課)	二
海岸保全区域の指定に関する告示の廃止(河川課)	二
道路の位置の指定(建築指導課)	二
指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課)	三
公告	三
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)	三
土地改良区役員届出(農村整備課)	三
基本測量の実施の終了(監理課)	四
指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更届出(建築指導課)	四
公安委規則	四
山口県道路交通規則の一部を改正する規則	五
公安委規程	七
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程	七
公安委告示	八
警備員等の検定の実施	八

漁管委告示  
漁業法第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定による指示……………一八  
雑報  
争議行為の通知……………一九



介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十九日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第九号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則(平成十二年山口県規則第百三号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び第三条中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改める。

第四条を次のように改める。

(変更の届出等)

第四条 法第七十五条第一項、法第八十二条第一項、法第八十九条、法第九十九条第一項、法第一百一十一条又は法第一百五十五条の五第一項の規定による届出をしようとする者は、指定事項等変更届(別記第七号様式)又は再開届(別記第七号様式の二)を知事に提出しなければならない。

2 法第七十五条第二項、法第八十二条第二項、法第九十九条第二項又は法第一百五十五条の五第二項の規定による届出をしようとする者は、廃止届(別記第八号様式)又は休止届(別記第八号様式)を知事に提出しなければならない。

第十一条中「第一条から前条まで」を「この規則」に、「による」を「により」に改め、「当該書類に係る事業者の主たる事務所の所在地」を「前条の規定による届出に係る書類にあっては、当該書類に係る事業者の主たる事務所の所在地」を加え、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(業務管理体制の整備の届出等)

第十一条 法第一百五十五条の三十二第二項の規定による届出をしようとする者は、業務管理体制整備届(別記第十五号様式)を知事に提出しなければならない。

2 法第一百五十五条の三十二第三項の規定による届出をしようとする者は、業務管理体制

届出事項変更届(別記第十六号様式)を知事に提出しなければならないこと。

3 法第百五十五条の三十一第四項の規定による届出をしようとする者は、業務管理体  
区分区域(別記第十五号様式)を知事に提出しなければならないこと。

山口県知事様  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市

山口県知事様  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市

山口県知事様  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市

山口県知事様  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市

山口県知事様  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市

山口県知事様  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市

山口県知事様  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市

山口県知事様  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市

山口県知事様  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市

山口県知事様  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市

山口県知事様  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市

山口県知事様  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市

山口県知事様  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市

山口県知事様  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市  
〒750-0991 山口県山口市

第7号様式の2 (第4条関係)

山口県知事 様

郵便番号 〇〇〇〇〇〇  
住所 〇〇〇〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇  
(開設者) 氏 (電話) 〇〇〇〇〇〇〇〇  
局 (番)

指定居宅介護事業を再開したので、介護保険法第75条第1項  
指定居宅介護施設を再開設したので、介護保険法第82条第1項  
指定居宅介護施設を再開設したので、介護保険法第99条第1項  
指定居宅介護施設を再開設したので、介護保険法第115条の5  
指定居宅介護施設を再開設したので、介護保険法第115条の5

第1項の規定により届け出ます。

記

事業所又は施設	名称	所在地
1	訪問介護	〇〇〇〇
2	訪問介護	〇〇〇〇
3	訪問介護	〇〇〇〇
4	訪問介護	〇〇〇〇
5	訪問介護	〇〇〇〇
6	訪問介護	〇〇〇〇
7	訪問介護	〇〇〇〇
8	訪問介護	〇〇〇〇
9	訪問介護	〇〇〇〇
10	訪問介護	〇〇〇〇
11	訪問介護	〇〇〇〇
12	訪問介護	〇〇〇〇
13	訪問介護	〇〇〇〇
14	訪問介護	〇〇〇〇
15	訪問介護	〇〇〇〇
16	訪問介護	〇〇〇〇
17	訪問介護	〇〇〇〇
18	訪問介護	〇〇〇〇
19	訪問介護	〇〇〇〇
20	訪問介護	〇〇〇〇
21	訪問介護	〇〇〇〇
22	訪問介護	〇〇〇〇
23	訪問介護	〇〇〇〇
24	訪問介護	〇〇〇〇
25	訪問介護	〇〇〇〇
26	訪問介護	〇〇〇〇

再開するサービスの種類

- 1 訪問介護
- 2 訪問介護
- 3 訪問介護
- 4 訪問介護
- 5 訪問介護
- 6 訪問介護
- 7 訪問介護
- 8 訪問介護
- 9 訪問介護
- 10 訪問介護
- 11 訪問介護
- 12 訪問介護
- 13 訪問介護
- 14 訪問介護
- 15 訪問介護
- 16 訪問介護
- 17 訪問介護
- 18 訪問介護
- 19 訪問介護
- 20 訪問介護
- 21 訪問介護
- 22 訪問介護
- 23 訪問介護
- 24 訪問介護
- 25 訪問介護
- 26 訪問介護

再	開	止	年	月	日	再	開	止	年	月	日

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。  
2 届出者の氏名を自己の種類の欄は、該当するものの番号をで囲むこと。  
3 「再開するサービス」の欄は、日本工業規格A列4とする。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

「第75条第2項  
第82条第2項  
第99条第2項  
第115条の5第2項」  
を

「第75条  
第82条  
第105条において準用する医療法第9条第1項  
第115条の5」  
を

「第75条第2項  
第82条第2項  
第99条第2項  
第115条の5第2項」  
を

」

「廃止するサービスの種類  
廃止再

」

[Empty box for service type and cessation/re-cessation]

[Empty box for service type]

」

「廃止再 年 月 日」

を

「廃止の予定年月日」

」

「廃止再 年 月 日」

種類」 「廃止するサービスの種類」 「廃止再

別記第十四号様式の次に次の二様式を加える。

第15号様式（第11条関係）

（表）

受付番号	
------	--

業務管理体制区分変更届 年 月 日

山口県知事 様

業務管理体制区分変更届 年 月 日

郵便番号

届出者 主たる事務所所在地

〒 〇〇〇〇〇〇

代表者の氏名

（電） 〇〇〇〇〇〇

（フ） 〇〇〇〇〇〇

話 局 番

局 番

下記のとおりに業務管理体制を整備したため、介護保険法第115条の32第2項の規定により届け出ます。

記

事業者 (法人) 番号										
	事業者 (法人) 番号									
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地									
	主たる事務所の所在地									
代表者	職名	氏名	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日
	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所
事業所等の名称等	事業所等の名称	指定(許可)年月日	介護保険事業所番号	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
	事業所等の名称	事業所等の名称	事業所等の名称	事業所等の名称	事業所等の名称	事業所等の名称	事業所等の名称	事業所等の名称	事業所等の名称	事業所等の名称
法令遵守責任者	計	氏名	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日
	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
介護保険法施行規則第140条の40第1項第3号又は第4号に基づく届出事項	1	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定又は許可を受けている事業所等の数が20以上の事業者に限る。)								
	2	業務執行の状況の監査の方法の概要(指定又は許可を受けている事業所等の数が100以上の事業者に限る。)								
区分の変更	変更前の行政機関(担当課等)の名称									
	区分の変更の理由(変更後の行政機関(担当課等)の名称)									
区分の変更	区分の変更年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日

（裏）

添付書類

「介護保険法施行規則第140条の40第1項第3号又は第4号に基づく届出事項」欄に該当する場合にあっては、その内容を記載した書類

- 注 1 印刷は、記入しないこと。
- 2 「介護保険法施行規則第140条の40第1項第3号又は第4号に基づく届出事項」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。
- 3 「区分の変更」欄は、届出先の区分に変更を生じた場合にのみ記入し、変更後の区分により届け出るべき行政機関及び変更前の区分により届け出るべき行政機関の双方に届け出ること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第16号様式 (第11条関係)

受付番号

業務管理体制届出事項変更届  
山口県知事 様  
年月日

郵便番号  
届出者 主たる事務所所在地  
名 所 在 地  
代表者の氏名 姓 名  
(電) (フ) (マ) (ク) (シ) (ニ) (話) 局 番 (番) (番)

下記のとおり業務管理体制の届出事項を変更したので、介護保険法第115条の32第3項の規定により届け出ます。  
記

変更事項	変更前	1 事業者(法人)番号 2 事業者の名称 3 主たる事務所の所在地 4 代表者の氏名、生年月日、住所又は職名 5 事業所等の名称等 6 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 7 業務が法令に適合したことを確保するための規程の概要 業務執行の状況の監査の方法の概要
	変更後	
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	

添付書類  
1 業務が法令に適合することを確保するための規程を変更した場合にあっては、その内容を記載した書類  
2 業務執行の状況の監査の方法を変更した場合にあっては、その内容を記載した書類  
注 1 「変更事項」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。  
2 「変更事項」欄は、該当するものの番号を「4 事業所等の名称等」については、事業所等の指定、廃止等により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合に限り該当するものであること。この場合において、「変更前」欄には変更前の事業所等の数の合計、「変更後」欄には変更後の事業所等の数の合計並びに指定、廃止等に係る事業所等の名称、指定(許可)年月日、介護保険事業所番号及び所在地を記入すること。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第百十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

平成二十二年三月十九日

山口県知事 二井 関成

一 牛のブルセラ病検査

(一) 目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

急速凝集反応法

二 牛の結核病検査

(一) 目的

牛の結核病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要

- 要があると認めるもの
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 4 受精卵の採取の用に供する雌牛
- 5 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛
- (四) 期日  
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法  
ツベルクリン皮内注射法
- 三 牛のヨーネ病検査
- (一) 目的  
牛のヨーネ病の発生を予防するため
- (二) 区域  
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 2 1に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 3 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛
- (四) 期日  
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法  
酵素免疫測定法(エライザ法)
- 四 伝達性海綿状脳症検査
- (一) 目的  
伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため
- (二) 区域  
山口県全域(萩市見島を除く。)
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
1 月齢又は推定月齢が満二十四日以上で死亡した牛の死体
- 2 月齢又は推定月齢が満十二月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (四) 期日

- 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法  
1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法(エライザ法)
- 2 めん羊、山羊及び1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンプロット法による検査及び免疫組織化学的検査
- 五 馬伝染性貧血検査
- (一) 目的  
馬伝染性貧血の発生を予防するため
- (二) 区域  
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
馬の全部(平成十八年四月一日以降に検査を受けた馬を除く。)
- (四) 期日  
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法  
寒天ゲル内沈降反応検査
- 六 豚コレラ検査
- (一) 目的  
豚コレラの発生を予防するため
- (二) 区域  
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜防疫員が検査の必要があると認める豚
- (四) 期日  
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法  
酵素免疫測定法(エライザ法)
- 七 豚のオーエスキー病検査
- (一) 目的  
豚のオーエスキー病の発生を予防するため
- (二) 区域  
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
1 飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

- 2 繁殖の用に供する目的で県外へ移出しようとする豚
  - 3 繁殖の用に供し、又は肥育する目的で県外から移入した豚（清浄段階の地域（その地域内で飼育しているいずれの豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）に対してもオーエスキー病の予防注射を実施しておらず、かつ、その地域内において豚等を飼育している全ての農場において毎年二回以上B検査（オーエスキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、二十二頭以下である場合にあつてはその全部を、二十三頭以上四十九頭以下である場合にあつては二十二頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合にあつては二十六頭を、百頭以上二百頭以下である場合にあつては二十七頭を、二百一頭以上九百九十九頭以下である場合にあつては二十八頭を、千頭以上である場合にあつては二十九頭を、それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。）を実施し、又は毎年一回以上C検査（オーエスキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、三十五頭以下である場合にあつてはその全部を、三十六頭以上四十九頭以下である場合にあつては三十五頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合にあつては四十五頭を、百頭以上二百頭以下である場合にあつては五十一頭を、二百一頭以上九百九十九頭以下である場合にあつては五十八頭を、千頭以上である場合にあつては五十九頭を、それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。以下同じ。）を実施し、その結果、オーエスキー病の野外抗体について陽性であると認められる豚等が一年以上確認されていない地域をいう。）から移入したものはC検査を実施し、その結果、オーエスキー病の抗体について陽性であると認められる豚等が確認されていない農場から移入したものを除く。）
  - (四) 期日  
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
  - (五) 検査の方法  
ラテックス凝集反応法
- 八 鶏の高病原性鳥インフルエンザ
- (一) 目的  
鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
  - (二) 区域  
山口県全域
  - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
  - (四) 期日  
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

- (五) 検査の方法  
血清抗体検査（家畜防疫員が必要があると認める鶏にあつては、血清抗体検査及びウイルス分離検査）
- 九 家きんサルモネラ感染症検査及びマイコプラズマ・ガリセプチカム検査
- (一) 目的  
家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため
  - (二) 区域  
山口県全域
  - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
種卵を採取し、又は採取する目的で飼育している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
  - (四) 期日  
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
  - (五) 検査の方法  
急速凝集反応法
- 十 腐蛆病検査
- (一) 目的  
腐蛆病の発生を予防するため
  - (二) 区域  
山口県全域
  - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲  
1 みつばちの全部  
2 転飼しようとするみつばち
  - (四) 期日  
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
  - (五) 検査の方法  
肉眼検査

山口県告示第百十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

平成二十二年三月十九日

山口県知事 二井 関成

一 牛流行熱予防注射及びイバラキ病予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

1 牛流行熱 前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射

前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

2 イバラキ病 皮下一回注射

二 牛流行熱・イバラキ病混合予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射

前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

三 牛伝染性鼻気管炎予防注射

(一) 目的

牛伝染性鼻気管炎の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

筋肉一回注射

四 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜炎・牛パラインフルエンザ混合予防注射

(一) 目的

牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢・粘膜炎及び牛パラインフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

筋肉一回注射

五 牛の炭疽<sup>そ</sup>予防注射

(一) 目的

牛の炭疽<sup>そ</sup>の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

皮下一回注射

六 豚の流行性脳炎予防注射

(一) 目的

豚の流行性脳炎の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲



- (四) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している豚  
期日 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- (五) 注射の方法  
越夏豚にあつては皮下一回注射  
未越夏豚にあつては皮下二回注射

**山口県告示第百二十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十二年三月十九日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

美祢市秋芳町嘉万字庵ノ平七二七、字市井ヶ浴七三三、字土車二二五〇の一〇、字水ノ上二四九四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林の所在場所

下関市大字貞光字小原七三八の一

美祢市秋芳町青景字城ノ尾四四八の一、字六ヶ浴四五一の一、四五一の二、四五

- 二、四五三の一、四五三の二、四五四、四五五、四五七の一、四五七の二、字西ヶ谷四七六、四七九の二、一一一九、一一二四の一、一一二四の三
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐とする。

美祢市秋芳町青景字六ヶ浴四五二・四五三の二・四五四・四五五・字西ヶ谷四七六・四七九の二・一一一九（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第百二十一号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月十九日

山口県知事 二井 関成

一 漁業者の名称及び住所

錦川漁業協同組合 岩国市多田三丁目一〇八の九

二 漁業権の免許番号

内共第三号

三 変更の内容

遊漁料の額

変	更	前
---	---	---



はや竿釣、たも網		
中学生	中学生	中学生
一年	一日	一年
千五百円	四百円	三千円

備考

- 小学生以下の者は無料とし、肢体不自由者の遊漁料の額は当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。
- 特定の魚種を特定の漁具又は漁法により採捕するために遊漁料を納付した者が、当該納付に係る期間と同一の期間において新たに他の魚種を採捕し、又は他の漁具若しくは漁法により採捕しようとする場合において、新たに行おうとする遊漁に係る遊漁料の額が既に納付した遊漁料の額以下であるときは、遊漁料の納付を要しない。
- 特定の魚種を特定の漁具又は漁法により採捕するために一年分の遊漁料を納付した者が、当該納付に係る期間と同一の期間において新たに他の魚種を採捕し、又は他の漁具若しくは漁法により採捕しようとする場合の遊漁料の額は、前記の遊漁料の額から既に納付した遊漁料の額を控除した額(当該額が零に満たない場合は、零)とする。

四 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成二十二年三月二十日

山口県告示第百二十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十二年三月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 起業者の名称  
周南市
- 二 事業の種類  
道の駅「周南市西部」(仮称)等複合施設整備事業
- 三 起業地  
周南市大字戸田字上種森、字八反田、字八反田東及び字八反田西地内
- (一) 収用の部分
- (二) 使用の部分

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係  
道の駅「周南市西部」(仮称)等複合施設整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第十九号、第三十一号及び第三十二号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係  
本件事業の起業者である周南市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係  
ア 本件事業の施行により得られる利益は、地域交流施設、休憩施設、消防救急施設及び学校給食施設を併設して整備することにより、地域の活性化並びに道路の利用者及び地域住民の安心及び安全が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、交通の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、地域交流施設、休憩施設、消防救急施設及び学校給食施設を併設して整備することにより地域の活性化並びに道路の利用者及び地域住民の安心及び安全を図るため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

起業地を表示する図面の縦覧場所  
周南市産業観光部道の駅推進室

五



山口県告示第百二十七号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示(平成三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十九日

山口県知事 二井 関 成

三の(一)の2中 「山口信用金庫 山口市道場門前一丁目五番一号 萩信用金庫 萩市大字唐樋町三の三」を「萩山口信用金庫 山口市道場門前一丁目五番一号」に改め、「岩国信用金庫 岩国市麻里布町四丁目七番八号」を削る。



(六七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年十月二十七日山口県公告(三三四)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年三月十九日から同年四月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年三月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 パルティ・フジ西宇部  
所在地 宇部市大字際波一三二の一
  - 二 意見の概要
- 特に配慮を求める事項はない。

(六八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年十月二十七日山口県公告(三三五)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年三月十九日から同年四月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年三月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 パルティ・フジ西宇部  
所在地 宇部市大字際波一三二の一
  - 二 意見の概要
- 特に配慮を求める事項はない。

(六九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年十月三十日山口県公告(三三九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年三月十九日から同年四月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年三月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 シーモール下関ショッピングセンター  
所在地 下関市竹崎町四丁目一の一
  - 二 意見の概要
- 特に配慮を求める事項はない。

(七〇) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十二年三月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 就任した役員

阿武郡阿武町福賀土地改良区	阿武郡阿武町福賀土地改良区
土地改良区	土地改良区
阿武郡阿武町福賀土地改良区	阿武郡阿武町福賀土地改良区
理事の別	理事の別
中野 靖	中野 靖
氏名	氏名
堀 和夫	堀 和夫
藤村 俊典	藤村 俊典
長嶋 司	長嶋 司
鈴木 達雄	鈴木 達雄
岡 幸博	岡 幸博
木原 正男	木原 正男
高村 武男	高村 武男
大田 誠	大田 誠
藤田 勇一	藤田 勇一
上村 照男	上村 照男
中野 稔朗	中野 稔朗
住	住
阿武郡阿武町大字福田下三三四	阿武郡阿武町大字福田下三三四
所	所
大字宇生賀二〇二五の	大字宇生賀二〇二五の
大字福田下三三四五の	大字福田下三三四五の
六二二の二	六二二の二
大字宇生賀八四三の一	大字宇生賀八四三の一
大字福田上一七三三の	大字福田上一七三三の
大字福田下二八八〇	大字福田下二八八〇
二四三三の	二四三三の
大字宇生賀三二二四	大字宇生賀三二二四
四六七〇	四六七〇
七五七	七五七
大字福田下三三四	大字福田下三三四

(七一) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十二年三月十九日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

二 作業の地域

宇部市、山口市、萩市、長門市及び美祿市

三 作業の期間

平成二十一年六月十八日から平成二十二年二月二十六日まで

一 作業の種類

基本測量(基準点現況調査)

二 作業の地域

山口市県全域

三 作業の期間

平成二十一年九月七日から平成二十二年二月二十六日まで

(七二) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成二十二年三月十九日

山口県知事 二井 関成

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

財団法人日本建築総合試験所 大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更後	大阪市中央区内本町二丁目四番七号
変更前	大阪市中央区谷町二丁目三番一二号

三 変更年月日

平成二十二年二月十五日



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第四号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則(昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中、「二 第三条第二項の通行禁止除外指定車標章等交付申請書」を

「二 第三条第二項の通行禁止除外指定車標章交付申請書  
 二の二 第三条第二項の駐車禁止除外指定車標章交付申請書  
 (第三条第一項第三号へからりまでに掲げるものに係るものに限る。)」  
 に改める。」

第三条第一項第三号又の表に次のように加える。

肝臓機能障害	一級から三級まで
--------	----------

第三条第一項第三号の表に次のように加える。

肝臓機能障害	特別項症から第三項症まで
--------	--------------

第三条第二項中、「又は」を「の交付を受けようとする者は通行禁止除外指定車標章交

付申請書(別記第二号様式)を、「に改め、「(以下「指定車標章」という。)(」を削り、「、通行禁止除外指定車標章等交付申請書(別記第二号様式)を」を「駐車禁止除外指定車標章交付申請書(別記第三号様式)を、それぞれ」に改め、同条第三項中「指定車標章は」を「前項の通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章は」に改める。

第七条第一項及び第二項中、「第四十九条の二第五項」を「第四十九条の五」に改める。

別記第一号様式及び別記第三号様式を次のように改める。

## 第2号様式（第3条関係）

標章番号		
通行禁止除外指定車標章交付申請書		
年 月 日		
山口県公安委員会 殿		
申請者 住 所		
氏 名 (電話 局 番)		
<p>下記のとおり通行禁止除外指定車標章の交付を受けたいので、山口県道路交通規則第3条第2項の規定により申請します。</p> <p>記</p>		
車 両 登 録 番 号		
車両の使用の本拠の位置		
主たる運転者	住 所	(電話 局 番)
	氏 名 (ふりがな)	
通行禁止の除外を受けようとする区域又は道路の区間		
申 請 の 理 由		
備 考		

- 注
- 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
  - 3 「主たる運転者」欄は、申請者と主たる運転者が異なる場合にのみ記入すること。
  - 4 この申請書は、措置を受けようとする車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に提出すること。
  - 5 印欄は、記入しないこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成22年3月19日 山口県 警 察 署 (定期)

第3号様式（その1）（第3条関係）  
(車両の特定を要する場合)

標章番号		
駐車禁止除外指定車標章交付申請書		
年 月 日		
山口県公安委員会 殿		
申請者 住 所		
氏 名 (電話 局 番)		
<p>下記のとおり駐車禁止除外指定車標章の交付を受けたいので、山口県道路交通規則第3条第2項の規定により申請します。</p> <p>記</p>		
車 両 登 録 番 号		
車両の使用の本拠の位置		
主たる運転者	住 所	(電話 局 番)
	氏 名 (ふりがな)	
申 請 の 理 由		
備 考		

- 注
- 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
  - 3 「主たる運転者」欄は、申請者と主たる運転者が異なる場合にのみ記入すること。
  - 4 この申請書は、措置を受けようとする車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に提出すること。
  - 5 印欄は、記入しないこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



第 3 号様式 (その 2) (第 3 条関係)  
(車両の特定を要しない場合)

標章番号

駐車禁止除外指定車標章交付申請書

年 月 日

山口県公安委員会 殿

申請者

住所

氏名

生年月日

(電話)

下記のとおり駐車禁止除外指定車標章の交付を受けたいので、山口県道路交通規則第 3 条第 2 項の規定により申請します。

記

住所	(フリガナ)	(電話)	同	番)
氏名				
生年月日	年	月	日	
交付を受けようとする者	申請者との続柄			
交付を受けようとする者の区分	1 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 3 戦傷病者手帳の交付を受けている者 4 重度の知的障害者 5 色素性乾皮症の患者			
交付を受けようとする者の障害の程度等				
備考				

- 注
- 1 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
  - 2 「交付を受けようとする者」欄は、申請者と交付を受けようとする者が異なる場合にのみ記入すること。
  - 3 「交付を受けようとする者の区分」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。
  - 4 この申請書は、申請者の住所を管轄する警察署長に提出すること。
  - 5 印欄は、記入しないこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同月十九日から施行する。

### 山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の六十六の表第二十二条の二第二項(準用)第六十六条の二第二項の項の次に次のように加える。

第 45 条の 2 第 2 項	高齢運転者等標章の交付
第 45 条の 2 第 3 項	高齢運転者等標章の再交付
第 45 条の 2 第 4 項	返納に係る高齢運転者等標章の受領

別表第二の六十八の表第九条の九第一項第一号の項の項に次のように加える。

第 6 条の 3 の 2 第 1 項	高齢運転者等標章の交付に係る申請書の受理
第 6 条の 3 の 3	高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出の受理
第 6 条の 3 の 4	高齢運転者等標章の再交付申請書の受理

別表第二の三十の表第五十九条第二項の項の前に次のように加える。

第 45 条の 2 第 2 項	高齢運転者等標章の交付
第 45 条の 2 第 3 項	高齢運転者等標章の再交付
第 45 条の 2 第 4 項	返納に係る高齢運転者等標章の受領

別表第二の三十一の表第八条の五第一項の項の前に次のように加える。

第6条の3の2第1項	高齢運転者等運転書の交付に係る申請書の受理
第6条の3の3	高齢運転者等運転書の記載事項の変更の届出の受理
第6条の3の4	高齢運転者等運転書の再交付申請書の受理

この規程は、平成二十二年四月十九日から施行する。

### 山口県公安委員会告示第九号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十二年三月十九日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員
 

種別	級	受検定員
雑踏警備業務	一級	二十名
- 二 検定の日時及び場所
 

日	時	場	所
平成二二、六、二二	午前九時から午後五時	山口市秋穂二島一〇六二番地	山口県セミナーパーク
- 三 受検資格
 

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であつて、次のいずれかに該当する者であること。

  - (一) 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
  - (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 四 検定申請書の受付期間及び時間
 

平成二十二年四月十九日（月曜日）から同月二十三日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。
- 五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

#### 六 提出書類

- (一) 検定申請書
- (二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

- 3 三の(一)に該当する者にあつては、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

- 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

#### 七 受検手数料

一万三千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

#### 八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

#### 九 その他

- (一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

- (二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八）にすること。



### 山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項

の規定により、次のとおり指示する。

平成二十二年三月十九日

山口県内水面漁場管理委員会

会長 小川 昶三朗

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こい(まごい及びにしきごいをいう。)を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

(一) 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(二) 防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(三) 佐波川水系に係る河川(佐波川ダム堰堤えんから上流の区間及び島地川ダム堰堤えんから上流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面

(四) 防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

水面

(五) 河内川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(六) 南若川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(七) 榎野川水系に係る河川(一の坂ダム堰堤えんから上流の区間及び荒谷ダム堰堤えんから上流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面

(八) 井関川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(九) 粟野川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(十) 阿武川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面



二 指示の有効期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

平成二十二年三月十九日

山口県知事

二井 関成

一 事件

(一) 賃金引上げの要求に関する件

(二) 一時金の要求に関する件

(三) 労働条件の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十二年三月二十三日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

サンデン交通株式会社においてサンデン交通労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、サンデン交通労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十二年三月十九日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁